

# 京都シェアを運ぶ情報誌の 福祉

568  
2018年  
3月

Contents

- 障害のある方々の就労の現状  
一般就労と福祉的就労について
  - ふだんのくらしのしあわせをともに考える  
福祉サービス利用援助事業 生活支援員の活動から
- わかプロジェクトシリーズ  
夢中！熱中！ふくしびと



もえぐさ

厚生労働省が、

生活保護費の大幅

な減額案を打ち出した。今回の主な対象は、食費などの生活費に当てられる「生活扶助」だ。今回の見直し案では、3年後に世帯最大5%の減額となるケースも予測されており、そうした世帯からは、「これ以上ごを削ればよいのか」といった悲鳴が聞こえてくる

▼厚生労働省が生活保護費見直しの根拠としているのは、「一般低所得世帯の消費支出との均衡をはかる」ことだ

▼しかし、厚生労働省が平成22年に公表した調査では、収入だけでみると保護基準未満の低所得世帯は全世帯の12・4%であり、そのうち実際に生活保護を受給している世帯は15・3%である

▼一般低所得世帯の中には、生活保護を必要とする世帯も含まれており、それを合わせて計算すれば、基準額は低くなっていく

▼まずは生活保護を真に必要としているのに利用できていない実態がないのか、地域の実情を直視すべきではないか

▼生活保護費見直しの影響は、生活保護世帯だけでなく、国民の生活全般に及ぶ。住民税の非課税限度額をはじめ、多くの福祉制度などが関係する。生活保護基準の何倍というように適用されているものもある

▼国の基本は、基準額が減額となる場合に、福祉制度などへの影響が及ばないこととしているが、その運用について注視したい

▼国は、生活保護制度を国民のセーフティネットとしてきっちり機能させる責任があることを忘れてはならない。

(YI)

# 障害のある方々の就労の現状

## 一般就労と福祉的就労について

平成28年3月に政府が決定した「働き方改革実行計画」の中で、障害者の意欲や能力に応じた仕事を提供するなど、障害者等が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していく必要があるとされています。

そこで、今月号では障害のある方の現在の状況について整理していきたいと思えます。

### 雇用施策の対象となる障害者数について

障害者総数は約788万人であり、このうち雇用施策対象者（18歳～64歳の在宅者の方）は約324万人（身体障害者111万人、知的障害者41万人、精神障害者172万人）となっています。そして、主には障害者雇用促進法に基づく一般就労と、障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービス事業所（就労移行支援事業所や就労継続支援事業所）での福祉的就労（図

### 1)に分かれます。障害者の就労施策における経緯

平成18年度施行の障害者自立支援法（現「障害者総合支援法」）以後、就労支援施策の充実が図られることとなり、具体的事業として新たに就労移行支援事業や就労継続支援事業が設けられ、福祉的就労から民間企業等の一般雇用への移行促進を図ることとされました。また障害者の雇用の促進等に関する法律の改正、障害者が在宅で就業

する場合の支援施策、精神障害者に対する雇用対策の強化などが設けられてきています。それらの影響もあり、障害のある方々の民間企業での雇用数は増加し続けている状況があります。その他、本年（平成30年）は障害者総合支援法の改正により、就労定着支援事業が新しく創設されたり障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の引上げ等を控えており、障害者就労の一つの大きな節目の年であるとも言えます。

### 一般就労及び福祉的就労の実態について

一般就労及び福祉的就労のそれぞれの就労者（利用者）数や平均賃金（工賃）をまとめたものは、図2のとおりです。

#### ＜一般就労＞

全国の実況と同様に京都府も民間企業に雇用されている障害者の数は雇用者数、実雇用者数

ともに過去最高を更新し続けています。しかし職場定着率は「平成25年度障害者雇用実態調査」によると、平均勤続年数が、身体障害者10年、知的障害者7年9ヶ月、精神障害者4年3ヶ月で高くない状況があり、課題とされています。また、図2には障害種別毎の平均月額が記載されていますが、同年（平成25年）における健常者も含めた収入（国税庁「民間給与実態統計調査」）では、年間平均給与・手当額（賞与除く）の額が353万円（月額換算約29・4万円）となっており、隔たりが生じています。

| 事業       | 利用者数                                | 事業所数                              |
|----------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 就労移行支援   | 平成24年度 23,555人<br>→平成27年度 31,030人   | 平成23年度 2,272カ所<br>→平成27年度 3,149カ所 |
| 就労継続支援A型 | 平成23年度 19,333人<br>→平成27年度 57,527人   | 平成23年度 1,058カ所<br>→平成27年度 3,158カ所 |
| 就労継続支援B型 | 平成23年度 138,644人<br>→平成27年度 209,621人 | 平成23年度 6,435カ所<br>→平成27年度 9,959カ所 |

【出典】 国保連データ（利用者数及び事業所数は各年3月サービス提供分）

| 事業       | 京都府内事業所数 |        |
|----------|----------|--------|
|          | 平成24年度   | 平成27年度 |
| 就労継続支援A型 | 27       | 43     |
| 就労継続支援B型 | 194      | 227    |

（図1）障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

|      | 就労移行支援事業  | 就労継続支援A型事業  | 就労継続支援B型事業  |
|------|---|---|---|
| 事業概要 | 就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。（利用期間：2年）<br>※市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能 | 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。（利用期間：制限なし） | 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労のために必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。（利用期間：制限なし）              |
| 対象者  | ①企業等への就労を希望する者  | ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につなげられなかった者<br>②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につなげられなかった者<br>③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者        | ①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者<br>②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者<br>③①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 |

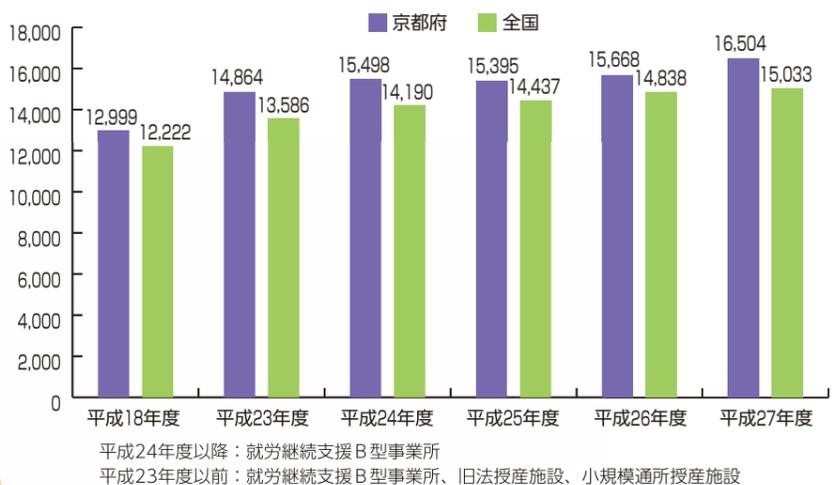
（図2）障害者の就労形態

○障害者の就労形態としては、一般就労以外にも、自営や障害福祉サービスでの就労がある。

|            | 一般就労  | 就労継続支援A型   | 就労継続支援B型   | 自営 |
|------------|---|--|--|----|
| 障害者の位置付け   | 労働者   | 労働者かつ利用者   | 利用者  | —  |
| 就労者(利用者)数  | 約63.1万人<br>(内訳)<br>身体：43.3万人<br>知的：15.0万人<br>精神：4.8万人 | 約5.5万人<br>(内訳)<br>身体：11,376人<br>知的：19,185人<br>精神：23,653人 | 約20.6万人<br>(内訳)<br>身体：26,220人<br>知的：113,262人<br>精神：66,116人 | —  |
| 平均月額賃金(工賃) | 身体：約22.3万円<br>知的：約10.8万円<br>精神：約15.9万円                | 約6.6万円   | 約1.5万円   | —  |
| 労働関係法令の適用  | あり  | あり   | なし   | なし |

（注1）「一般就労」の就労者数及び平均賃金月額額は、常用労働者5人以上を雇用する民営事業所の状況。  
（注2）就労継続支援A型・B型の就労者（利用者）数は、平成26年11月時点の状況。  
【出典】平成25年度障害者雇用実態調査、国保連データ等

（図3）平均工賃（月額）の推移（京都府・全国）



の利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えているとの指摘があります。就労継続支援B型事業所はとりわけ、利用者に支払われる工賃を増加していくことが課題となっています。工賃増加のための施策が行われているところで

すが現状の工賃額では決して十分だとは言えません（図3）。また、福祉サービス利用者等からの苦情相談等を受付している運営適正化委員会における平成28年度の全国実績によると、「就労継続支援」などの就労支援事業に対する申し出が増加しており、苦情総件数の約2割近

くを占めてきています。内容の多くは「職員対応等接遇」で、利用者は事業所内での人間関係に不安を持っていることが分かっています。

#### 本会が目指す方向

本会では「京都府社協アクションプラン第4次中期計画（2

015年度～2019年度）」のなかで、その基本理念として「つながりをとおして、だれもが尊厳をもって生きることができる京都をめざします」と掲げています。障害のある方々の社会参加を制約する社会の「障壁」（障害）を取り除いていく啓発活動とともに、ディーセントワ

ーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現をもとに、誰もが安心して働くことができる社会を創り上げる役割を関係機関と協働しながら図っていききたいと思えます。

#### ＜福祉的就労＞

福祉的就労は、利用者数及び事業所数が増加していることや、事業によって差はあるものの一般就労への移行者数も増加しており、就労支援事業所として大きな役割を担い続けてきています。

しかし、これら事業にも様々な課題があります。

就労継続支援A型事業所は一部事業所において、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、全て

# ふだんのくらしのしあわせをともに考える



## 福祉サービス利用援助事業 生活支援員の活動から



福祉サービス利用援助事業は、判断能力に不安を抱える高齢者、障害者等に、①福祉サービスの利用援助、②日常的な金銭管理、③日常的な金銭管理に伴う通帳等の預かり、④紛失防止のための書類の預かり、を行う事業です。利用者と市町村社協との間で契約を締結し、利用者と専門員とで作成した支援計画に基づき、専門員・生活支援員が

支援する制度です。利用者を訪問し、直接支援に携わっているのは、生活支援員です。生活支援員は、利用者の身近な相談者として関わり、利用者の思いを専門員につなぎます。生活支援員として活動する二人が出会った利用者とのやりとりから、生活に寄り添う本事業の役割を考えていきます。

### ふだんのくらしのしあわせをともに考える ちょっとした変化に気づく

～思いをつなぐ役割～

生活支援員は、支援計画にもとづいて、郵便物の確認や福祉サービスの利用料等の支払い、生活費の払い戻しや仕分けなどを行います。また、利用者との会話の中から、福祉サービスへの要望や生活の困りごとなどがなければ察知することも大切な役割です。青野専門員は、「専門員は頻りに利用者のところへは訪問にいけないので、定期的に訪問する生活支援員とのかかわりが大きい。生活支援員の報告から利用者の変化や情報を把握し、必要な関係機関につないでいる」と言います。支

援の中で、発せられる言葉や言葉にならない少しの変化を受け止め、その思いを代弁していくことで、その人の自己(意思)決定を支えています。「生活支援員とは、利用者さんと一緒にタッグを組む存在。主役は利用者で、利用者さんとも考え、悩み、喜び、二人三脚のような感じ」と村田生活支援員は言います。

### 同じ地域に暮らす 住民として

生活支援員の関わりから、「支援する人」「支援される人」という一方向な関係だけではなく、地域で暮らす住民同士という関係が見えてきます。雨が降ってきた時に、「洗濯物大丈夫か?はよ、帰りや」と声をかけてくれ

る方。スーパリーのポイントカードのことや植木の剪定のことなど、生活の知恵を教えてくださる方。誰かを思い合える、誰かと笑い合える日常が地域にあることは、判断能力の不安定さによって孤立しがちであった方の暮らしをより豊かにしています。「生活支援員は、支援者ではあるが、地域の人間ならではの役割があり、自分たち、専門職には相談しにくいことも身近に話ができる」と高崎専門員は言います。同じ地域に住む生活者ならではの「気づき」や「思い」が、地域でのくらしを支える本事業に大きな役割を果たしています。

また、田中生活支援員のBさんへの関わりについて、「何があっても最後の最後まで、Bさんの味方でいてくれる。そういう存在が地域にいるということは、Bさんの生活を支えるうえで、心強いと感じた」と振り返ります。これまでの暮らしを知り、関わり合うことで、理解を深め、味方になる。そういった関係が築かれる中で、その人らしい地域での安心した暮らしや生き方を支えています。

本事業では、支援を通じて、一人ひとりが持つ力を生かすことと発揮できるような関係性を築いていくことを大切にしています。それは、地域の人や社会とつながることで、力を発揮できる場面が広がっていきます。生活支援員はそのつなぎ役となっています。これから、一人ひとりの地域での暮らしに寄り添いながら、ふだんのくらしのしあわせをともに考えていきます。



### 精華町社協 村田生活支援員のエピソード

Aさんは、介護サービスを利用しておられず、ひっそりと暮らしておられます。Aさんを訪ねてくるのは、本事業の専門員と生活支援員だけでしたが、最近、訪問介護の支援が開始されることに

なりました。Aさんはヘルパーの支援が必要だという思いは持っておられたものの、ヘルパーが入り出す急な環境の変化に戸惑いもあり、不安を感じている様子でした。何気ない会話の中で、「実は…」といった本音や不安な気持ちを聞かせてもらい、専門員につなぎました。その結果、専門員からヘルパー事業所にAさんのお気持ちを共有することができ、Aさんの安心できるサポートへとつなげることができました。

支援に行くときは、そんな風にちょっとした変化に気を配っています。また、Aさんの優しさやいいところに気づき、やりとりすることで、本人の自信につながっていくことも日常の支援の中で感じています。例えば、Aさんは私に対して、さりげなくストーブの一番暖かいところに座布団を置いたりしてくださったり、私の子どもが受験する時に、庭でみつけた四葉のクロー



青野専門員

バーを渡してくださる心づかいのある方です。生活支援員は、生活場面に入って、利用者さんの生活をじろじろ見るわけではなく、利用者さんのいいところや困りごとに気づいていくというほどよい距離感があると思います。

### 木津川市社協 田中生活支援員のエピソード

私が初めて担当したBさんは、身寄りもなく、一人で暮らしておられました。気分の浮き沈みの大きい方で、初めは関係をつくるのが難しい、大変だなと感じることもありました。足が丈夫な方でした

ので、山の方まで歩いて行かれる。ときどき支援に行ってもおられず、探しに行くに機嫌が悪く、怒られたり。でも、訪問を重ねるうち、自分のお話をされるようになり、少しずつ心を開いてくれるようになったと思います。支援日には、「遅かったやん」とおっしゃることがあり、待っていてくださっているのだということを感じました。だいたい1年くらい過ぎたころです。

Bさんはこれまでも近所の方とのトラブルがありました。もし、私も同じ地域に住んでいたら、「大変だな」と思うかもしれません。でも、Bさんを知るにつけ、身近に感じるようになりました。生活の状況は厳しいなと思うこともあったのですが、「こんなんでつらい」とか、泣き言を一切言わない強い方でした。振り返ってみれば、自分の母親みたいな気持ちで接していたようにも思います。私が足を怪我したときには、「大丈夫か、気をつけなあかんよ」と杖を貸してくれようとしたこともありました。こちらが労わってもらっているなと感じました。支援は大変なことが多かったですが、今となってはいろいろなことがBさんとの思い出です。



高崎専門員





# 熱中! 夢中! ふくしびと

## だから続けたい この仕事

福祉の現場で働く人たちの熱い想い・メッセージを伝えるコーナーです。京都府内で“熱い福祉”を“夢中”で実践している方々にスポットをあてて、元氣や楽しさ、やりがいを“生”の声でお届けします。

**稲塚 功さん いなつか いさお**  
施設名 和楽会居宅介護支援事業所 (社会福祉法人和楽会)  
〒619-1212 京都府相楽郡和束町金塚縄手25  
HP/URL : http://www.waraku.or.jp  
TEL.0774-78-0165 FAX.0774-78-3883  
職種 : 介護支援専門員(ケアマネジャー)、介護福祉士、認知症キャラバンメイト、京都府介護支援専門員会ブロック委員(和束町担当)  
経歴年数 : 3年  
★好きな言葉 : パパすーきママぶんぶん(2歳の息子)

## 「ワタシの生きがい探し」

★仕事を始めたきっかけは？  
老人ホームで介護福祉士として働いていたのですが、和束町には介護が必要となっても自宅で頑張っておられるお年寄りが多く、自分も何かお手伝いできないかと思うようになったのがきっかけです。  
★仕事の内容とやりがいは？  
仕事は介護についての相談を受け、その方らしく生活が送れるように一緒に考え計画を立て、介護サービス等の調整をします。やりがいはお年寄りから前向きな言葉を聞けることです。  
★今後の目標・抱負は？  
人生の最期に「ああ和束で暮らせて良かった」と思ってもらえる町にしたいです。目標は親が75歳になる2025年。あったかい住民の方が周りにいて、高齢になっても認知症になっても、その人らしく活躍しながら最期まで生きがいを持てる町。地元の方と一緒として、一助になれば嬉しいです。



## 誰でも気軽に集まれる居場所、 「きらきらスペース」

社会福祉法人みねやま福祉会は、京丹後市峰山で公民館を利用して定期的に「きらきらスペース」を開催しています。ここでは各部屋を利用して、遊び、体験、お茶休憩など色々なコーナーを設けており、パネルシアターやおペレッタの上演、軽食や手作りおやつを提供なども行われています。人と人とのふれ合いやおしゃべりを通じた楽しくゆったりとした雰囲気

公民館を  
活用して



職員によるパネルシアター

## 02 ゆっか プロジェクト シリーズ

京都府内の社会福祉法人が種別を超えて協働し、地域の福祉課題に取り組む「ゆっかプロジェクト」。本記事では「参画法人」の紹介とあわせて、各地域の取組みをご紹介します。

大切に運営されており、直近では50名を超える参加があるなど、毎回子どもからお年寄りまで多くの方が足を運んでいます。

輪を広げて  
いくために

みねやま福祉会は高齢・障害・児童と幅広く事業を展開しています。分野の枠にとらわれず誰でも気軽に楽しめる場所にしたという想いから、各事業所で積極的に「楽しいところがあるよ」と利用者やそのご家族に声をかけるほか、多くの人に情報を届けるためにホームページ



手作りデザートにみんなほっこり

ジヤブログ、Facebook、地域の回覧板も活用しています。開設当初は、回覧板での告知を依頼するため、公民館付近の地区を職員で手分けしてまわっていました。20か所以上にもなり、負担が大きくなっていましたが、京丹後市社協の後援を得ることで、市役所から各地区にチラシを直接案内してもらったことで、回覧板での告知がスムーズに行えるようになりました。  
また、当日来てくれた参加者にも「今度は是非おばあちゃんも連れてきて」と声をかけるなど、参加者のクチコミやつながり

## ごちゃませの 福祉

みねやま福祉会では地域の方々が年齢や障害の有無にかかわらず自由に参加でき、ごちゃませで楽しく過ごせる居場所づくりと、それが当たり前となる地域のコミュニティづくりを目指しています。今後はボランティア団体とも積極的につながりを持つことで、内容を更に充実させ、担い手の輪を広げていきたいと考えています。



プラン作り体験コーナー

での生きがい作り」も応援しています。

★プライベートの過ごし方は？  
息子を連れてよく公園や動物園に遊びに行きます。お茶刈りの季節には親を手伝いに茶畑に行くようになりました。

★今後の目標・抱負は？  
人生の最期に「ああ和束で暮らせて良かった」と思ってもらえる町にしたいです。目標は親が75歳になる2025年。あったかい住民の方が周りにいて、高齢になっても認知症になっても、その人らしく活躍しながら最期まで生きがいを持てる町。地元の方と一緒として、一助になれば嬉しいです。

# 京都府社会福祉協議会 からのお知らせ

## 寄付

### ご寄付ありがとうございました

平成30年1月11日に『「日本映画120年記念特別展示会：日本映画の父・牧野省三先生、日本映画初の大スター・目玉の松ちゃん・尾上松之助氏を観る」ご来場者有志他』様より31,020円をご寄付いただきました。ご芳志の趣旨に沿い活用させていただきます。

平成30年2月1日(木)ハートピア京都にて一般社団法人生命保険協会京都府協会の車両寄贈式が行われました。京都府協会では社会貢献活動の一環として、福祉巡回車の寄贈を毎年行っております。本年は宮津市社会福祉協議会へ車両が寄贈されました。

## 案内

### おともどももよっといで！ きょうとこども食堂フェスティバル

こどもが笑顔になれる、人がつながる地域の居場所をみんなで一緒に考えましょう。

- 日時 3月10日(土)10:00~15:45
- 会場 ひと・まち交流館京都
- 参加費 無料(メインエリアは要申込)
- プログラム  
メインエリア：トークセッション

「いいやん！私のまちのこども食堂～こども食堂の意義と可能性～」他  
ブースエリア：遊びコーナー、こども食堂マルシェなど  
詳しくはホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】  
福祉経営推進室 TEL.075-252-6292

### 介護・福祉の仕事相談&面接会、 セミナー、みんなで話さNight

- 日時 3月9日(金)14:30~20:00  
知って得するセミナー 14:30~15:30  
相談&面接会 15:30~17:30  
福祉のおしごとみんなで話さNight 18:00~20:00
- 会場 ハートピア京都1階スペースほか(市営地下鉄丸太町駅5番出口からすぐ)
- 対象 福祉職場に就職を希望する一般・学生の方

### 京都府保育園就職説明会を開催します!

- 保育の仕事に関心ある方、就職のチャンスです。ぜひご参加ください。
- 日時 3月13日(火)13:00~17:00(受付12:30~)
  - 会場 京都烏丸コンベンションホール(地下鉄四条駅・阪急烏丸駅徒歩3分)
  - 対象 福祉職場に就職を希望する学生(来年度3月卒業予定等)・一般等の方
- 【問い合わせ先】  
福祉人材課 TEL.075-252-6297

### 京都府災害ボランティアセンターより ご寄付ありがとうございました

- ①浄土真宗本願寺派  
浄土真宗本願寺派様より、「災害救援及び復興の推進を図る活動費」として、100,000円のご寄付をいただきました。府内防災に備えた「初動支援活動費」に積み立て、発災時に有効に活用させていただきます。
- ②平成29年7月九州北部豪雨災害ボランティア活動サポート募金  
7月5日に発生した、九州北部の豪雨災害に関する災害ボランティア活動を支援するため「平成29年7月九州北部豪雨災害ボランティア活動サポート募金」を募集したところ、28団体(個人含む)より244,012円のご寄付をいただきました。  
この寄付金は、京都府災害ボランティアセンターの支援活動(ボランティアバス等)の経費として活用させていただきました。  
HP : <http://fu-saigai-v.jp/>

### 毎年4月2日は 国連の定めた 世界自閉症啓発 デーです。

それに伴い、京都タワーのブルーライトアップとイベントが開催されます。  
<http://as-kyoto.com/?p=912>



●本会へのご意見等は、下記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。  
<http://www.kyoshakyo.or.jp>



本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。

## 平成29年度 社会福祉施設 総合損害補償

# しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

## 老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の 事故・紛争円満解決のために!

### プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

#### ■基本補償(賠償・見舞)

| ▶保険金額 |                         | 基本補償(A型)   | 見舞費用付補償(B型)  |
|-------|-------------------------|--|--|
| 賠償事故  | 対人賠償(1名・1事故)            | 2億円・10億円   | 2億円・10億円   |
|       | 対物賠償(1事故)               | 2,000万円  | 2,000万円  |
|       | 受託・管理財物賠償(期間中)          | 200万円  | 200万円  |
|       | うち現金補償限度額(期間中)          | 20万円   | 20万円   |
|       | 人格権侵害(期間中)              | 1,000万円  | 1,000万円  |
| お見舞い等 | 身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中) | 1,000万円  | 1,000万円  |
|       | 事故対応特別費用(期間中)           | 500万円  | 500万円  |
|       | 被害者対応費用(1名につき)          | 死亡10万円<br>後遺障害0.3~10万円<br>入院時3万円<br>通院時1万円<br>(1事故で10万円限度) | 死亡10万円<br>後遺障害0.3~10万円<br>入院時3万円<br>通院時1万円<br>(1事故で10万円限度) |
|       | 傷害見舞費用                  | 死亡時100万円<br>入院時1.5~7万円<br>通院時1~3.5万円                       |  |

保険期間1年

| ▶年額保険料(掛金)  |                | 基本補償(A型)  |
|-------------|----------------|---|
| 定員          | 基本補償(A型)       |   |
| 1~50名       | 35,000~61,460円 | 基本補償(A型)<br>保険料 + 【見舞費用加算】<br>定員1名あたり<br>入所:1,300円<br>通所:1,390円 |
| 51~100名     | 68,270~97,000円 |   |
| 以降1名~10名増ごと | 1,500円         |   |

- プラン2 施設利用者の補償
- プラン3 施設職員の補償
- プラン4 社会福祉法人役員等の補償



スケールメリットを活かした  
充実した補償と  
割安な保険料  
です。

◆29年度新設 看護師の賠償責任補償(プラン1-①オプション2)

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。  
●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**  
引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
保険会社 TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763